

第4回清瀬市使用料審議会会議録（要旨）

会 議 名：第4回清瀬市使用料審議会

事 務 局：企画部財政課財政係

開催場所：男女共同参画センター 会議室1

日 時：平成30年11月26日（月曜日）午後3時00分～午後4時45分

出席者：委員9名（町田会長、内野職務代理者、泉委員、竹下委員、永井委員、春日委員、大井委員、菅野委員、上野委員）

その他7名（企画部長、財政課長、子育て支援課長、財政課副参事、子育て支援課保育・幼稚園係長、財政課財政係長他1名）

欠席者：1名

傍聴者数：0名

会議次第

1. 開会

2. 議題

（1）認可保育園等における保育料適正化について

（2）答申（案）について

（3）その他

3. 閉会

審議経過

1. 開会

会長より開会の挨拶

2. 議題

議題に入る前に、会長より事前送付された第3回使用料審議会の会議録（要旨）について、質疑等あるか委員の方々に確認し、各委員が了承。

（委員からの質疑）（「→」以降は事務局の回答）

○「平成29年度の保育料の16市平均値を前提にしている」ことについて、他市が保育料の見直しを行う場合、次に清瀬市が保育料を改定する時期までに他市と差が出てしまうのではないかと。

→幼児教育・保育無償化に伴い、保育料見直しを検討している自治体もあるが、今回の清瀬市の保育料見直しについては、5年に1度の保育料適正化という考えで実施する。他市が見直しを行った場合、委員ご指摘のとおり差が出ることもありえるが、それについては、あらためて次期の保育料見直しで検討する。

（1）認可保育園等における保育料適正化について

①第3回使用料審議会開催後に委員の方々から頂いたご意見について
（事務局）

第3回使用料審議会開催後に委員の方々から頂いたご意見についての市の考え方を説明。

【頂いたご意見と市の考え方の抜粋】（「→」以降は事務局の回答）

○保育短時間基準額表の保育料について、階層ごとに割合を別にしている理由は何かと。

→国基準は階層により割合を変更していることから国基準に基づく割合の適用を考えていたが、審議会でご意見をいただくなか、保育単価と同様に16市平均の率を使用することを考えている。

○失業や病気・怪我等で仕事ができない生活が苦しい世帯や、ひとり親世帯は手厚く保護されるべきだと思ふ。

→年少扶養控除等のみなし適用を廃止することによる影響を緩和するために、経過措置を考えている。

○年少扶養控除等のみなし適用廃止はやむを得ないと考えるが、廃止の理由の説明が大事であると思う。

→廃止する場合には、基準額表の抜本的な見直し理由や経過措置など制度全体を丁寧に説明する必要があると考えている。

○0歳児区分を加えることについては今後検討が必要である。

→今回の改定では、年少扶養控除等のみなし適用廃止に伴う保育料負担が増加する世帯に配慮し0歳児区分を設けなかったが、応益負担の観点から、次期使用料審議会での検討事項であると考えている。

○経過措置を平成32年度までの措置とすること、及び内容について賛成である。

→幼児教育無償化を見据え。現在の0歳児が幼児教育無償化対象の年齢になるまでの措置が妥当であると考えている。

○いわゆる育児休業延長のための落選狙いの入園申込について、厚生労働省が「保育を希望するが、申し込んだ園に落選した場合は育休延長も可」というチェック項目を設けるよう自治体に促すといった記事を見たが、清瀬市の対応はどうか。

→国では地方分権改革に関する有識者会議に案を示した状況であることから、国の動向に注視していく。

○23区では保護者の「市町村民税所得割額」の算定は様々な税額控除は適用していない。

→清瀬市においても住宅取得控除等の個別事情による税額控除は行っていない。

②保育短時間基準額表の保育料について

(事務局)

保育短時間基準額表の保育料について、前回の審議会では国基準の割合を提案したが、各委員からご意見をいただき、あらためて市で検討。その結果、国基準の割合ではなく、保育標準時間同様に16市平均の率を使用することとしたい旨を説明し、各委員が了承。(資料15及び資料16)

(委員からの質疑・意見) (「→」以降は事務局の回答)

○保育短時間で延長料金が生じた場合、保育標準時間の料金より高くなることが想定されるので、保護者負担を考えれば、全て標準時間で認定してはどうか。

→法律上、保育標準時間と保育短時間、いずれかの保育認定が必要。保護者の就労状況によっては、保育短時間でないと保育認定を取れないケースもある。

(2) 答申（案）について

事前に事務局より送付した答申（案）について、概要を説明し、審議会で検討及び意見交換を行った。なお、検討結果を反映させた答申（案）を次回の審議会であらためて確認し、審議することとした。

(委員からの質疑・意見) (「→」以降は事務局の回答)

○財政状況について、審議会の内容に即した内容にしたほうがよい。

○財政状況について、扶助費の説明をもう少し加えたほうがよい。

○財政状況について、人口ビジョンの記載があるが、少子化が深刻な問題であることから、少子化を強調した文章にしたほうがよい。

○待機児童数の状況について、特に1歳児で待機児童が多く生じている要因を、分かり易く記載したほうがよい。

○保育料の仕組みについて、応能負担と応益負担の説明を分かり易く、また、正確に記載したほうがよい。

○年少扶養控除等のみなし適用について、制度の説明を詳細に記載したほうがよい。

○年少扶養控除等のみなし適用の廃止について、なぜ廃止するのか、廃止の根拠を明確に示したほうがよい。

○年少扶養控除等のみなし適用について、国の基準においては平成27年度から廃止されているが、これは国が制度を「控除から手当へ」切り替えたということ、また、この切り替えによって、対象者はメリットを受けているということを記載したほうがよい。

- 年少扶養控除等のみなし適用について、現在、都内でみなし適用を実施している他市の動向を教えて欲しい。
→廃止を検討する自治体もあるようだが、現時点では未定と聞いている。
- 徴収割合について、分かり易く説明したほうがよい。
- 徴収割合について、全国平均の割合に比べ、清瀬市（東京都内）は低い割合であるということを、統計資料などを使用して記載したほうがよい。
- 徴収割合について、徴収割合が低いことで、清瀬市に在住している方は保育料が安く済んでいるということ、また、その分、市民の税金で負担しているということをアピールしたほうがよい。
- 0歳児区分について、次期の保育料改定で検討する際、応益負担の考え方は大事だが、そこにこだわりすぎないように、柔軟に設定したほうがよい。
- 保育料基準額表について、現行と改定後の比較は必要かと思うが、あまりに表が細かすぎると見辛いため、不要なデータは削除し、見やすい表にしたほうがよい。
- 保育料基準額表について、答申には改定後の基準額表のみを記載し、現行と改定後の比較は付属資料として記載したほうがよい。
- 経過措置について、対象等を分かり易く記載したほうがよい。
- 経過措置について、平成30年度の在園児だけが対象なのか。
→今回の経過措置については、在園児のみを対象とすると不公平感が生じるため、新たに入園する児童についても対象とする。
- 今後の子育て支援施策について、少子化対策の内容も記載したほうがよい。
- 答申について、どのような形で公開されるのか。
→審議会です承いただいた答申を、市のホームページで公開する。

○幼児教育・保育無償化について、給食費は無償化の対象外になるのか。

→先日、内閣府が給食費は無償化の対象外とする方針を示したところ。

清瀬市（東京都内）では現在、給食費を別途徴収していないが、今後の国動向を注視する。

（３）その他

次回の審議会の日程は下記のとおり決定。

第５回：平成３０年１２月１２日（水）午後６時３０分～

決定事項

（１）保育短時間基準額表